

地域中核・特色ある研究大学強化促進事業 中間評価要項

令和7年10月27日

地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会

1. 評価の目的

本事業における個別の大学評価は、進捗管理と研究力向上のために必要な指導・助言を展開することを目的に実施する。中間評価においては、特に支援期間終了時までの見通しを総合的に評価し助言を行うことで、採択大学の「研究力が向上した 10 年後の大学ビジョン」（以下「大学ビジョン」という。）実現の推進に資することを目的とする。

2. 評価の時期

令和5年度採択大学については令和8年度、令和6年度採択大学については令和9年度に実施する。

3. 評価の対象期間

原則として令和5年度採択大学については事業開始から令和8年6月末日まで、令和6年度採択大学については事業開始から令和9年6月末日までとする。

4. 実施体制

地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業推進委員会（以下「事業推進委員会」とする。）において実施する。

5. 評価の方法

評価は、各大学の取組状況等について、事業推進委員会において、各大学に書面報告を求めるとともに、学長からの現地ヒアリング等を行い、これらを通じて確認を行った内容及びその他日本学術振興会（以下「振興会」という。）の把握した情報等にて合議により総合的に評価を行い、中間評価結果（案）を決定する。なお、事業推進委員会は各大学の中間評価結果（案）をまとめる際に、総合評価において「C」又は「D」評価と判断された大学については、大学に対し事前に評価結果（案）を開示する。開示を受けた大学は、事業計画や資金計画等の見直し案を事業推進委員会に提出し、当該採択大学の補助事業の大幅な縮小または中止の必要性について審議・必要に応じて改めて評価を行う。振興会は、事業推進委員会の中間評価結果（案）に基づき、中間評価結果を決定する。

6. 評価項目及び着眼点

評価にあたっては、各大学のロードマップやアウトプット及びアウトカムの測定指標に

照らしつつ、採択大学における大学ビジョンの内容に照らして、達成に向けた取組の進捗について、以下の観点を踏まえて行うものとする。

(1) 「大学ビジョン実現に向けた取組状況」について

①研究力の向上戦略及び研究力向上計画について

- ・大学ビジョン実現に向けて、研究力の向上戦略と研究力向上計画は着実に進捗しているか。
- ・大学ビジョン実現に向けて、アウトプット・アウトカム指標に照らし、取組が着実に進捗しているか。
- ・申請時に選択した「10年後の大学ビジョンにおいて強化を図る機能」に応じた大学の研究力強化が図られているか。また、本事業により得られた研究成果が地域や社会の課題の解決に向けて、どの程度社会に影響を与えることができたか、又はできる見込みがあるか。
- ・施設整備事業において、又は別途整備した施設と本事業の相乗効果が創出されているか。

※大学ビジョン実現に向けて、本事業の成果を基に、拡張して実施している取組については積極的に評価する。

※大学内で取り組まれている改革等を基に、当初の計画を超えて他大学や関係府省庁、自治体、民間企業等への展開がなされている場合は積極的に評価する。

※評価にあたっては、当初設定した指標の水準やその後の事情の変化を必要に応じて考慮する。

②資金計画について

- ・大学ビジョン実現に向けて、資金計画の観点から、研究力向上計画の実施に必要な戦略的実行経費及び研究設備等整備費の執行は着実に進捗しているか。
- ・大学の取組の持続的な展開に向けた、5年間の支援期間終了後の継続及び発展に向けた既存の経費の合理化や外部資金の獲得状況について当初計画に沿って着実に進捗しているか。

※大学の経営リソースの拡張を図るため、当初の計画を超えて、関係府省庁、自治体、民間企業等からの外部資金の獲得等、資金源の多様化を図っている場合は積極的に評価する。

(2) 「全学への波及・ガバナンス体制」について

- ・日本の研究力を牽引する研究大学群の一翼を担うことが意識され、本事業による取組が特定の研究拠点に限定せず、学内の他の組織等に研究力強化の効果を波及させる全学的な取組が進捗しているか。

- ・研究力の向上戦略を推進するために必要なガバナンス体制が整備され、リソース配分や組織改革を推進させるなど、採択大学の強みや特色ある研究拠点等が、大学執行部の積極的な関与のもと、組織的に充実した活動を行える運営マネジメントがなされているか。
- ・研究設備等整備経費での研究設備等の導入・更新・共用又は共同利用について、戦略的に着実に進捗しているか。

(3) 「研究者及び研究支援人材の育成・採用・獲得」について

- ・世界で活躍できる研究者、博士課程学生を含む若手研究者及び研究支援人材について、優れた人材の育成・採用・獲得が時間軸や人数等の定量的な内容を含め、着実に進捗しているか。
- ・若手研究者及び研究支援人材の育成に向けた、大学院を含めた環境改善・向上の取組が適切に進捗しているか。

(4) 「他機関との連携」について

- ・他機関との連携による相乗効果が創出されている、又は今後創出されることが見込めるか。
- ・研究力の向上戦略の実行に当たって必要な企業・地方自治体・国際機関等と実質的な連携が進捗しているか。
- ・(連携大学がある場合) 採択大学を中心とした研究力向上に向けて、相互に資金的・人的コミットメントがある等、実質的な連携が図られているか。
- ・(連携大学がある場合) 採択大学が中心となった円滑な運用体制が構築され、機能しているか。

※当初の計画を超えて、他機関との連携が図られている場合は、積極的に評価する。

(5) 「今後 2 年間及び大学ビジョン実現までの 7 年間の将来構想」について

- ・研究力の向上戦略及び研究力向上計画で示した 10 年後の大学ビジョン実現に向けて、これまでの活動を踏まえ、今後 2 年間で必要に応じてどのように構想を発展的に再構築し、全学的かつ連携機関とともに研究大学群としてさらなる強化・発展を図っていくのか。また、大学ビジョン実現までの 7 年間の将来構想に向けた取組が明確で、挑戦的な構想であるか。

7. 評価基準

学長からの現地ヒアリング等の後、項目別評価として、「6. 評価項目及び着眼点」で示した(1)～(5)の項目について、項目毎に「s」「a」「b」「c」「d」の 5 段階の絶対評価を行う。それぞれの区分と評価基準は以下のとおりとする。なお、評価においては(1)

①を特に重視することとし、その他の項目については、各大学の大学ビジョンに応じて評価項目の重みづけは変わることとする。

区分	評価基準
s	大学ビジョンの実現にあたり、優れた取組が行われている。
a	大学ビジョンの実現にあたり、十分な取組が行われている。
b	大学ビジョンの実現にあたり、取組がやや不十分であり一部改善を要する。
c	大学ビジョンの実現にあたり、取組が不十分であり改善を要する。
d	大学ビジョンの実現にあたり、取組が著しく不十分であり改善が困難である。

また、項目別評価における評価結果を踏まえ、総合評価として、事業の実績の全体について、「S」、「A」、「B」、「C」、「D」の5段階の絶対評価で行う。それぞれの区分と評価基準は以下のとおりとする。

区分	評価基準
S	各大学の設定したロードマップやアウトプット指標・アウトカム指標、振興会の把握した情報等に基づき総合的に評価した結果、当初計画を超える大学ビジョン達成に向けた改善の進展があり、さらなる発展が期待される。
A	各大学の設定したロードマップやアウトプット指標・アウトカム指標、振興会の把握した情報等に基づき総合的に評価した結果、着実な進捗があり、現行の努力を継続することによって、今後も大学ビジョン実現に向けて十分な進展が期待できる。
B	各大学の設定したロードマップやアウトプット指標・アウトカム指標、振興会の把握した情報等に基づき総合的に評価した結果、進捗に一部不足があるが、計画の変更及び実施体制の改善等の早急な対応により、大学ビジョン実現に向けて今後の十分な進展が期待できる。
C	各大学の設定したロードマップやアウトプット指標・アウトカム指標、振興会の把握した情報等に基づき総合的に評価した結果、このままでは当初計画の大学ビジョン達成に向けた改善は難しいと思われる所以、助言等に留意し、当初計画の適切な変更及び助成額の変更が必要と判断される。
D	各大学の設定したロードマップやアウトプット指標・アウトカム指標、振興会の把握した情報等に基づき総合的に評価した結果に照らすと、進捗が著しく不足しており、今後の努力を待っても当初計画の大学ビジョン達成に向けた改善は困難と思われる所以、事業を中止することが必要と判断される。

8. 評価結果について

評価結果はその理由も含め採択大学へ通知する。採択大学においては、通知された評価結果を踏まえて研究力向上計画及び資金計画を見直し、大学ビジョン実現に向けた取組の改善を図るものとする。なお、D評価となった場合は、事業を原則中止とする。

また、評価結果はその理由も含め、振興会ホームページへの掲載等により公開することとする。

評価結果及び個別の大学に係るデータを含む各評価項目のデータについては、振興会から文部科学省へ共有することとする。

9. その他

(1) 開示・公開

- ・評価の経過は、評価の円滑な遂行の観点から非公開とし、評価に用いる会議資料についても、非公開とする。
- ・評価結果は文部科学省が設置する地域中核・特色ある研究大学の振興に係る事業設計委員会へ報告する。また、ホームページへの掲載等により、広く社会へ情報提供することとする。

(2) 利害関係者の排除

委員は、以下のいずれかに該当する場合は、速やかに申し出るとともに、当該案件の評価に参画することが出来ないものとする。具体的には、委員は、書面報告及び現地ヒアリング等において当該案件についての評価を行わないこととし、会議において当該案件に関する個別評価が行われる際には、議論や判断に加わらないこととする。

- ① 事業の実施体制に含まれる大学等（以下「実施機関」という。）に専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）する者
- ② 実施機関における事業に参画している、又は参画する予定のある者
- ③ 実施機関の長との関係において、次に掲げる者に該当する場合
 - （1）親族関係若しくはそれと同等の親密な個人的関係にある者
 - （2）密接な師弟関係にある者
- ④ 実施機関における評価委員会等の委員に就任している、又は就任する予定のある者
- ⑤ 実施機関における活動、又は事業の採否が直接的な利害につながるとみなされるおそれのある対立的な関係若しくは競争関係にある者
- ⑥ その他、中立・公平に審査を行うことが困難であると判断される事由のある者

(3) 秘密保持等

- ・ 委員は、評価の過程で知り得た個人情報及び評価内容に係る情報については外部に漏らしてはならない。
- ・ 委員として取得した情報（報告書等各種資料を含む。）は、他の情報と区別し、善良な管理者の注意義務をもって管理する。
- ・ 委員は、被評価者から何らかの不公正な働きがけがあった場合は必ず事務局にその旨を申し出ること。

(4) 評価を進めるに当たって必要な事項

- ・ このほか、評価を進めるに当たって必要な事項については、事業推進委員会において定める。